

知事読み上げ文

辺野古新基地建設に係る公有水面埋立承認取消しについて、沖縄防衛局長が行った審査請求における執行停止申立てについて、本日、国土交通大臣が執行停止を決定しました。

また、埋立承認取消しについて、菅官房長官から地方自治法に基づく代執行等の手続きを行うとの発表がありました。

まず、執行停止につきましては、去る10月21日、900ページを超える意見書とこれに関する証拠書類を提出しました。その際、国土交通大臣に対しては、「県の意見書を精査し、慎重かつ公平にご判断いただきたい」旨申し上げました。

「辺野古が唯一」という政府の方針が明確にされてはおりますが、国土交通大臣におかれては、審査庁として公平・中立に審査されると期待しておりました。しかし、それが実質2、3日のわずかな期間で、しかも、沖縄防衛局長が一私人の立場にあるということを確認した上で執行停止の決定がなされたことに、強い憤りを覚えています。やはり内閣の一員として結論ありきの判断をされたと言わざるを得ません。

次に、代執行の手続きについては、今後、国土交通省からは是正の勧告がなされますが、県としては、承認取消しは適法と考えております。最終的には司法の判断に委ねられるべきだと考えておりますが、国も司法判断を問う姿勢であれば、第三者である裁判所の判決がなされるまでの間は、辺野古で

の作業は開始すべきではないと考えております。

なお、今回の一連の判断において、国は普天間飛行場の危険性除去を理由にあげておりますが、同飛行場周辺住民の生命・財産を守ることを最優先にするならば、政府が取り組むことを約束した同飛行場の5年以内運用停止を早急に達成すべきであります。

従って政府の決定は、私からしますと、恒久的な基地を何が何でも沖縄に押しつけるのだという政府の最後通牒とすらいえるものです。不当であるのはもちろんのこと、多くの沖縄県民の思いを踏みにじるもので、断じて容認できません。

米軍基地問題は、我が国の外交や安全保障に関わる全国的な課題であり、日本全体で負担を分かち合う必要があります。私は、沖縄県民の生活と安全を預かり、これから生まれてくる子や孫の将来に責任を負う知事として、「米軍基地は沖縄に置き続けなければならない」という抜きがたい固定観念は打破すべきものと思っており、この信念にまったく揺らぎはありません。

今後も、辺野古に新基地は造らせないという公約の実現に向け、全力で取り組む考えであります。

平成27年10月27日

沖縄県知事 翁長 雄志